

環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン

制 定	4 環 第 161 号 令和 4 年 9 月 15 日
改 正	4 環 第 248 号 令和 4 年 12 月 13 日
改 正	5 環 第 124 号 令和 5 年 6 月 30 日
改 正	5 環 第 486 号 令和 6 年 4 月 1 日
改 正	6 環 第 419 号 令和 7 年 4 月 1 日
改 正	7 環 第 283 号 令和 7 年 10 月 1 日
農 林 水 産 省 大 臣 官 房 技 術 総 括 審 議 官 通 知	

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動の促進等に関する計画制度の適正かつ円滑な運用を図るため、このガイドラインを制定する。

第 1 制度の趣旨

近年、農林水産物等の生産から消費に至る食料システムを取り巻く自然環境が大きく変化する中で、農林漁業に由来する環境への負荷の低減と生産性の向上を両立し、環境と調和のとれた食料システム（法第 2 条第 2 項に規定する「環境と調和のとれた食料システム」をいう。以下同じ。）の確立を図ることが、農林漁業の持続的発展と食料の安定供給の確保の観点から重要となっている。

とりわけ、環境と密接に関連する農林漁業の生産活動においては、これによって生じる環境負荷が個々の農林漁業者の問題にとどまらず地域全体に影響を与えるものであること、また、環境負荷の低減を図るための取組は、労働負荷の増大や収量の低下等の新たな負荷を掛けるものであることから、当該取組について、地域一体となって効果的に促進するための仕組みが必要となっている。

このため、法においては、地方公共団体が、地域で環境負荷の低減を図るための基本的な計画を作成し、当該計画に基づき、農林漁業者による環境負荷の低減を図るための事業活動を認定する計画認定制度を設け、地域でまとまって先進的に環境負荷の低減に取り組むモデル地区の創出と横展開を図るとともに、必要な技術の導入を後押しする税制・金融等の支援措置を講ずることにより、もって環境と調和のとれた食料システムの確立に資することを旨とするものである。

第 2 責務

環境と調和のとれた食料システムは、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が、それぞれの果たすべき役割を理解し、連携を深めながら、その確立が図られなければならないこと、また、農林漁業の持続的な発展を図る観点から、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であり、技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られな

ければならないことが、食料システムの関係者が共通して留意すべき基本的な考え方として、法第 3 条の基本理念（以下「基本理念」という。）に規定されている。さらに、これを踏まえ、法第 4 条から第 6 条においては、国、地方公共団体、事業者及び消費者のそれぞれが果たすべき役割が明確化されている。

法第 5 条に規定する地方公共団体の責務は、地方公共団体を地域における環境負荷の低減を図るための取組を促進するために主導的な役割を果たすべき主体として位置付け、基本理念にのっとり、法第 16 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成をはじめ、地域の実情に応じた施策を策定及び実施する必要がある旨を規定したものである。

第 3 環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成等

市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

1 市町村及び都道府県の役割分担の明確化

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号。以下「基本方針」という。）第四の 3（1）に定めるとおり、基本計画の作成に当たっては、都道府県が主導して当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。その際、地域の特色をいかしたモデル的な取組の創出と横展開を効果的かつ効率的に図る観点から、特に特定区域の設定に関し、市町村と都道府県は十分に連携して検討を行い、市町村の意向を踏まえた内容を基本計画に盛り込むことが望ましい。

2 市町村及び都道府県における既存計画等の有効活用

基本方針第四の 3（2）に定めるとおり、基本計画の作成に当たっては、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）に基づく推進計画や地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画等の既存の計画等（計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。）のほか、地方公共団体が独自に策定している計画等について、必要に応じて複数の計画等の内容を組み合わせて活用できることとしており、農林漁業者が円滑に取組を開始できるようにすることが望ましい。

既存の計画等を活用する場合、当該計画等に記載されている内容が、法第 16 条第 2 項に定める計画記載事項を満たすよう、その対応関係について分かりやすく整理することが望ましい。

なお、有機農業の推進に関する施策やバイオマスの活用の推進に関する施策を包含して定める場合には、有機農業の推進に関する法律やバイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）に基づく地方自治体の計画として位置付ける等、他の関連する計画と一体的に作成することが可能である。

3 基本計画の作成に当たっての合意形成の促進

環境と調和のとれた食料システムの確立は、関係者の理解と連携の下で図られることが重要であることから、基本方針第四の3（3）に定めるとおり、市町村及び都道府県は、基本計画の作成及びその推進に当たっては、農林漁業者及びその組織する団体、食品事業者、農機・資材メーカー、消費者、地域の金融機関等の関係者の理解を深め、合意形成を促すことに配慮するものとする。

具体的には、必要に応じて関係者で構成する協議会等を組織し、関係者との意見交換を実施するほか、パンフレット等の広報資料やインターネットを活用した広範な情報提供、シンポジウムや講演会、勉強会の開催等、地域の実情に応じ、各種手法を活用して地域の食料システムの関係者の相互連携と合意形成を図ることが重要である。

4 基本計画の協議に関する手続

市町村及び都道府県は、作成した基本計画について農林水産大臣の同意を得ようとするときは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその権限が委任されていることから、別記様式第1号の協議書に当該計画を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。

提出に当たっては、電子メールでの提出を可能とし、電子メールで提出する場合は、必要事項を記載した協議書等のデータをPDF形式に変換した上で添付するものとする。

また、当該基本計画の作成に当たって、市町村及び都道府県の間で必要な意思確認等が行われている場合は、市町村又は都道府県のいずれか一の団体が代表して同意に係る協議の手続を行うことができるものとする。

なお、基本計画に特定区域を定める場合は、法第16条第3項及び規則第4条の規定に基づく公告及び縦覧をあらかじめ行った上で、地方農政局長等への協議を行うものとする。（別記様式第2号）

5 基本計画の同意に関する手続

- （1）第3の4の手続による基本計画の協議書等の提出を受けた地方農政局長等は、農林水産省本省を通じて、提出を受けた当該基本計画の内容に応じ、あらかじめ環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するものとする。
- （2）基本計画の同意に当たっては、地方農政局長等は、以下の観点から確認するものとする。

① 目標及び事業活動の内容が、地域の農林漁業の現状や特性を踏まえて明確に設定され、基本方針第一の２に定める目標の達成に資するものとなっていること。また、評価・検証が可能な目標となっていること。

② 法及び基本方針にのっとり、必要な事項が基本計画に記載されていること。

③ 特定区域の設定を行う場合は、法に定める公告及び縦覧の手続を適切に実施した上で、基本方針第三の２に基づき適切に区域設定が行われていること。

また、当該特定区域内で促進を図る特定環境負荷低減事業活動の内容が具体的かつ明確であり、かつ、当該事業活動を区域内の概ね過半で実施することを目指すなど、地域の実情に照らして特定環境負荷低減事業活動を相当程度実施又は拡大することを目指すものとなっていること。

④ 環境負荷の低減に向けた地域のモデル的な取組の創出とその横展開が図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担が明確になっていること並びに農林漁業者及びその組織する団体、食品事業者等の地域の食料システムの関係者の合意形成や連携体制の構築が図られていること。

⑤ 地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和が図られたものとなっていること。

(3) 法第 16 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定による基本計画の同意の標準処理期間は 30 日とする。なお、標準処理期間にかかわらず、国は当該同意手続について、可能な限り迅速化に努めるものとする。

6 基本計画の協議結果の通知及び公表

協議のあった基本計画について、地方農政局長等が同意した場合は、当該基本計画を作成した市町村及び都道府県に対し、その旨を通知するものとする。

また、市町村及び都道府県は、基本計画の同意を得たときは、法第 16 条第 9 項の規定に基づき当該基本計画を公表することとされているが、これは、当該都道府県及び特定区域が設定されている市町村のホームページ等において公表することで足り、基本計画の作成市町村全てにおいて公表することを要するものではない。

7 同意基本計画の変更に係る手続

(1) 同意基本計画の変更の協議及び同意に係る手続

市町村及び都道府県は、同意基本計画（法第 18 条に規定する同意基本計画を

いう。以下同じ。)の変更について同意を得ようとするときは、別記様式第3号の変更協議書に変更後の計画を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。この場合の提出方法及び同意に関する手続については、第3の4から6の手続を準用する。

なお、同意基本計画のうち特定区域に関する事項について変更をしようとする場合は、法第17条第3項の規定により、公告及び縦覧を行う必要があることに留意するものとする。(別記様式第4号)

(2) 同意基本計画の軽微な変更に関する手続

法第17条第2項の規定により同意基本計画の軽微な変更をしようとする市町村及び都道府県は、別記様式第5号により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を地方農政局長等に提出するとともに、変更後の基本計画についてホームページ等で公表するものとする。この場合の提出方法は第3の4の手続を準用する。

軽微な変更に該当するかどうかは、規則第6条第1項各号に基づき、地域の名称又は地番の変更に伴う変更のほか、変更した事項及びその理由ごとに個別に判断することとなるので、市町村及び都道府県は、地方農政局等に事前に相談するものとする。

8 報告徴収

市町村及び都道府県は、別記様式第6号により、前年度の同意基本計画の進捗及び実施の状況について、毎年度7月31日までに地方農政局長等に報告するものとする。なお、報告の方法については、第3の4の手続を準用する。

第4 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定等

1 実施計画の作成

(1) 環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画(以下「実施計画」という。)又はその両方の認定を申請する農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第7号から第9号までによるものとする。

ただし、地方公共団体において、データ管理上の便宜等を考慮して、別途様式を定めることができるものとする。その場合、別記様式第7号から第9号までに掲げる記載項目を満たす必要があることに留意するものとする。

(2) 都道府県(普及指導センターを含む。)、市町村その他関係機関・団体等は、実施計画を作成しようとする農林漁業者に対して必要な助言・指導を積極的に行うよう努めるものとする。

(3) 同意基本計画を作成した市町村及び都道府県においては、実施計画の申請に

当たっての相談や提出を受け付ける担当部署をホームページ上で公表することが望ましい。

2 実施計画の認定申請

(1) 実施計画の申請者は、同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者であって、実施計画を作成して認定を受けることを希望する者である。したがって、その市町村の区域内に現に住所を有していない者であっても、認定申請を行い、認定を受けることができる。

(2) 実施計画は、農林漁業者の組織する団体（農業協同組合等）が作成して認定を申請することが可能である。このとき、その団体の構成員等（法第2条第3項に規定する構成員等をいう。）が、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって、法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、当該事項についても、団体が作成する計画に含めることができる。

(3) 実施計画の認定申請の手続は、規則第7条又は第11条の規定により、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第10号又は第11号の申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

ただし、申請者が環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を併せて実施する場合にあっては、別記様式第12号により、これらをまとめて申請を行うことも可能とする。

3 実施計画の認定

(1) 都道府県知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針に則して行うものとし、具体的には、次に掲げる事項を勘案して判断することが望ましい。

① 環境負荷低減事業活動実施計画

ア 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。
また、目標が実現可能なものであること。

イ 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。

ウ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種

類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。

エ 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。

オ 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。

カ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。

キ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。

ク 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。

ケ 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

② 特定環境負荷低減事業活動実施計画

ア 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。

イ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。

ウ 基本方針第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。

エ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。

オ 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。

カ 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。

キ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。

ク 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。

ケ 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。

コ 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

- (2) 都道府県知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第21条第17項の規定に基づき、別記様式第13号に当該認定に係る計画の写しを添付して、当該計画に係る関係市町村長の意見を聴くものとする。なお、「関係市町村長」とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町村の長を指す。

この場合、関係市町村長は、同意基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、必要に応じて、別記様式第14号により都道府県知事に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

- (3) 実施計画の認定の標準的な処理期間

都道府県知事は、実施計画の申請者の円滑な農林漁業の経営の支障を来さないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて公表することが望ましい。また、実施計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行うことが望ましい。

(4) 実施計画の実施期間

実施期間は、概ね5年程度で定めることとし、同意基本計画の計画期間の終期を超えて定めることができるものとする。

なお、実施期間満了後も農林漁業者が引き続き計画の認定を受けようとする場合には、直近の認定計画(法第23条に規定する認定計画をいう。以下同じ。)の実施状況を踏まえ、新たに実施計画を作成し、再度認定を受ける必要があることに留意するものとする。

(5) 実施計画の審査体制

都道府県知事及び都道府県知事から意見聴取を受けた関係市町村長は、実施計画の認定審査に当たって、必要に応じて学識経験者や関係機関・団体等の中立的かつ専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるものとする。

(6) 実施計画の認定等の通知

都道府県知事は、申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第15号又は第16号により、特定環境負荷低減事業活動実施計画については関係市町村長に対し別記様式第17号により、地方農政局長等に対し別記様式第18号(法第21条第3項第2号に掲げる措置(流通合理化事業活動に限る。))に関する事項又は同条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。)により、それぞれ通知するものとする。ただし、流通合理化事業活動について、複数の地方農政局等の管轄区域で行われる場合又は当該流通合理化事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合の通知先は、上記にかかわらず農林水産大臣とすることができる。

なお、都道府県知事が認定しなかった場合にあっては、別記様式第19号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

4 認定計画の変更

(1) 法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき、認定を受けた農林漁業者が認定計画を変更しようとするときは、別記様式第20号の申請書を都道府県知事に提出するものとする。

申請書には、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書(別記様式第21号)その他必要な書類を添付するものとする。

(2) 都道府県による実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4の3の手続を

準用する。

なお、都道府県知事が認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画については、その認定に際し、既に関係市町村長の意見を聴取していることから、当該計画の変更に伴い、関係市町村長が追加される場合には、当該関係市町村長のみに意見を聴取すれば足り、既に意見を聴取している関係市町村長から改めて意見を聴取することまでは要しないと考えられる。

- (3) 法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定に基づき、認定を受けた農林漁業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 22 号により、都道府県知事に届け出るものとする。なお、認定計画の軽微な変更とは、規則第 10 条又は規則第 15 条に掲げるとおり、氏名や住所の変更、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の実施期間の 6 か月以内の変更、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって当該資金の額について 10%未満の増減を伴うもの、地域の名称又は地番の変更その他の実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと都道府県知事が認める変更が該当する。

なお、設備等の導入の内容の全部又は一部を変更する場合は、認定計画の軽微な変更には当たらないことに留意するものとする。

5 認定計画の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、認定農林漁業者（法第 26 条に規定する認定農林漁業者をいう。以下同じ。）が、認定計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第 20 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定により、当該計画の認定を取り消すことができる。

認定を取り消す場合には、別記様式第 23 号により、その理由を明らかにした上で、認定を受けた農林漁業者に通知するものとする。また、当該認定計画について法第 19 条第 6 項又は第 21 条第 6 項に基づく協議を行った関係行政機関の長及び法第 21 条第 17 項に基づく意見聴取を行った関係市町村長に対し、その旨を通知することが望ましい。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当することに留意するものとする。

- (2) 認定の取消しに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- ① 都道府県知事は、認定農林漁業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、必要に応じて関係市町村とも連携し、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定の取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うという手続を経ることが望ましい。

- ② 都道府県知事は、認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、実施計画の審査に関与した関係機関・団体等があれば、当該団体等の意見も聴取した上で措置することが望ましい。
- ③ 都道府県知事は、実施計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが重要である。
- ④ 関係市町村は、都道府県知事が認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画について、当該計画に記載された措置を講じていない等の取消事由に該当する事実を確認した場合には、都道府県に対してその旨を情報提供することが望ましい。
- ⑤ 実施計画の認定を取り消された者が、農業改良資金等（法第 23 条から第 27 条までにおいて認定農林漁業者に対して貸付の特例を講ずることとしている資金をいう。）を、当該認定を取り消された実施計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となるおそれがある。このため、都道府県は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関に当該借入金に係る実施計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとする。
- ⑥ 実施計画の認定を取り消された者は、認定が取り消された日以後は法第 28 条から第 30 条までの各個別法の許可等を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に農地転用等、集約酪農地域内の草地の形質変更又は補助金等交付財産の活用を行う場合には、改めて各個別法の許可等を要することに留意するものとする。
- ⑦ 都道府県知事は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になったこと等により、認定農林漁業者から自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。この場合の認定の取消しは、行政手続法第 2 条第 4 号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解される。

（３）瑕疵ある認定の取消し

都道府県知事は、法第 20 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定による取消しのほか、認定時において申請者からの詐術その他により認定要件を満たしていなかったこと等の瑕疵が後ほど明らかになった場合には、必要に応じ、認定を取

り消すことができる。

なお、この場合における認定の取消しの効果は遡及し、当初から認定がなかったこととなることから、例えば、取り消された計画に基づき行われている農地転用について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 51 条に規定する違反転用に対する処分等が必要となり得る場合があることに留意するものとする。

6 認定計画のフォローアップ

都道府県知事は、必要に応じて関係市町村とも連携し、認定農林漁業者に対し、毎年、都道府県知事に実施計画の達成状況等について、別記様式第 24 号により報告を求めることが適切であると考えられる。

7 認定農林漁業者に対する支援措置

（1）資金の貸付け

認定農林漁業者は、法第 23 条から第 27 条までの規定により、次の①から⑤までに掲げる資金について、認定計画の実施に必要な資金の貸付けを受けることができる。

なお、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の貸付けを受けようとする者は、実施計画の認定を受けるとともに、別途、公庫が別に定める様式により公庫に対し借入れの申込みを行う必要がある。このため、都道府県は、①及び④に掲げる資金の貸付を含む実施計画を受理し、又は事前の相談を受けた場合には、公庫との情報共有を図るとともに、当該計画の作成者に対して公庫への相談を行うよう助言及び指導に努めるものとする。

また、⑤に掲げる資金の貸付を含む実施計画を受理したときは、当該計画の認定に際し、法第 19 条第 6 項又は第 21 条第 6 項第 1 号に基づき、あらかじめ、農林水産大臣又は地方農政局長等に協議し、その同意を得なければならないこととされていることに留意するものとする。

①公庫又は農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する融資機関からの農業改良資金（農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知））

- ・ 償還期限を 10 年以内から 12 年以内に延長し、実施計画の認定により農業改良資金融通法第 6 条第 1 項の貸付資格の認定をしたものとみなす特例措置がある（法第 23 条）。

②都道府県又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）第 3 条第 2 項に規定する融資機関からの林業・木材産業改善資金（林業改善資金助成法の施行について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 林野企第 44 号農林事務

次官依命通知))

- ・ 償還期間を 10 年以内から 12 年以内に延長し、実施計画の認定により林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の貸付資格の認定をしたものとみなす特例措置がある（法第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和 4 年政令第 229 号。以下「施行令」という。）第 1 条）。

③都道府県又は沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）第 3 条第 2 項に規定する融資機関からの経営等改善資金（沿岸漁業改善資金助成法の施行について（昭和 54 年 4 月 27 日付け 54 水研第 613 号農林水産事務次官依命通知））

- ・ 償還期間を 10 年以内から 12 年以内等に延長し、実施計画の認定により沿岸漁業改善資金助成法第 7 条第 1 項の貸付資格の認定をしたものとみなす特例措置がある（法第 25 条第 1 項及び第 2 項並びに施行令第 2 条第 1 項及び第 2 項）。

④公庫からの畜産経営環境調和推進資金（株式会社日本政策金融公庫による畜産経営環境調和推進資金の融通に関する措置要綱（平成 11 年 11 月 9 日付け 11 畜 A 第 2556 号農林水産事務次官依命通知）等）

- ・ 実施計画に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する処理高度化施設の整備が含まれる場合に、当該計画の認定により、当該資金の貸付が受けられる特例措置がある（法第 26 条）。

⑤公庫からの食品等持続的供給促進資金（株式会社日本政策金融公庫による安定取引関係確立事業活動等に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱（平成 4 年 2 月 3 日付け 3 食流第 6094 号農林水産事務次官依命通知）等）

- ・ 実施計画に法第 19 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する者が行う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項に規定する流通合理化事業活動が含まれる場合に、当該計画の認定により、当該資金の貸付が受けられる特例措置がある（法第 27 条）。
- ・ 都道府県知事は、流通合理化事業活動に関する事項が含まれる実施計画の認定をしようとするときは、別記様式第 25 号に、当該実施計画の写しを添付して、地方農政局長等に協議を行うこと。ただし、流通合理化事業活動が複数の地方農政局等の管轄区域で行われる場合、又は当該流通合理化事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合の協議先

は、上記にかかわらず農林水産大臣とすることができる。

(2) 投資促進税制

認定を受けた農林漁業者は、租税特別措置法第 11 条の 4 第 1 項等の規定により、認定計画の実施に必要な設備等として、次に掲げる機械等（機械若しくは装置、器具若しくは備品又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）やこれと一体的に整備する建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。以下同じ。）を導入した場合に、その取得価額の 32%（建物等は 16%）の特別償却ができる。

なお、特別償却の適用は、原則、実施計画の認定後に発注、着工及び取得したものに限られる。

- ① 慣行的な生産方式と比較して、化学肥料又は化学農薬の施用又は使用の減少に資する設備等（環境負荷低減事業活動用資産及び基盤確立事業用資産について農林水産大臣が定める基準（令和 4 年農林水産省告示第 1415 号。以下②において「基準」という。）第 1 条第 1 号イ（1））
- ② 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な設備等（基準第 1 条第 1 号イ（2））

(3) 行政手続のワンストップ化

法第 28 条から第 30 条までの規定に基づく行政手続のワンストップ化の措置は、認定を受けた特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施に必要な施設の整備等に伴う手続について、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請と一本化し、手続の簡素化を図るものであり、各個別法の許可等の基準を緩和するものではないことから、都道府県知事等は、下記の事項に留意しつつ、各個別法の審査基準及び手順に基づき同意の可否を判断するものとする。なお、仮に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき、都道府県が、各個別法に関する事務を市町村が処理することとしている場合であっても、法に規定する事務については都道府県知事が行う必要があることに留意すること。

① 農地転用等の許可（農地法の特例）

ア 都道府県知事は、農地転用等に関する事項が記載されている特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第 21 条第 13 項の規定に基づき、あらかじめ、農業委員会の意見を聴く必要があること。

農業委員会は、意見を述べるに当たっては、法第 21 条第 14 項及び第 15

項の規定に基づき、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 43 条第 1 項に規定する都道府県機構の意見を聴く必要がある場合があるほか、それ以外の場合でも意見を聴くことができること。

イ 都道府県知事は、4 ヘクタールを超える農地を含む土地に係る農地転用等に関する事項が記載されている特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第 21 条第 12 項の規定に基づき、あらかじめ、農林水産大臣（北海道に限る。）、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長に協議する必要があること（別記様式第 26 号）。

ウ 上記ア及びイに関わらず、都道府県知事は、農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村の区域内にある農地又は採草放牧地に係る農地転用等に関する事項が記載されている特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第 21 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、あらかじめ、指定市町村の長に協議し、同意を得る必要があること（別記様式第 27 号）。

なお、この場合における農業委員会への意見聴取及び農林水産大臣（北海道に限る。）、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長への協議については、法第 21 条第 16 項の規定に基づき、指定市町村の長が行うこと。

② 草地の形質変更の届出（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）の特例）

特定環境負荷低減事業活動実施計画において、施設の用に供する土地が酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 3 条第 1 項の集約酪農地域内に所在している旨が記載されている必要があること。

③ 補助金等交付財産の活用の承認（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の特例）

ア 都道府県知事は、補助金等交付財産の活用に関する事項が記載されている特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第 21 条第 6 項第 3 号の規定に基づき、あらかじめ、別記様式第 28 号に当該計画の写しを添付して、地方農政局長等に協議し、その同意を得る必要があること。

イ 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の名称が記載されている必要があること。また、特定環境負荷低減事業活動を行おうとする者が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書が添付されていること。さらに、必

要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助対象施設の現状が分かるようにされていること。

なお、本特例を活用しようとする場合、特定環境負荷低減事業活動を行うおうとする者は、補助金等交付省庁から追加的に資料を求められることがある点に留意すること。

ウ 都道府県知事は、当該計画を認定したときは、法第 21 条第 19 項の規定に基づき、別記様式第 18 号により、その旨を地方農政局長等に遅滞なく通知する必要があること。

8 関係機関等に対する認定農林漁業者に関する情報の提供

認定農林漁業者に対して各種の支援策を集中的・重点的に実施するためには、各種支援策を実施する国、都道府県（普及指導センターを含む。）、市町村その他関係機関・団体等（以下、「関係機関等」という。）においても認定農林漁業者の情報を共有しておくことが適当であると考えられる。

関係機関等が個人情報保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示の上、同意を得るとともに、得られた情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱う必要がある。

なお、同意を得る際には、同意内容を認定農林漁業者と関係機関との間で確認し、後日の混乱等を防止する観点から、別記様式第 29 号によることが適切であると考えられる。

第 5 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可等

1 協定の性格

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）は、農用地所有者等（法第 31 条第 1 項に規定する農用地所有者等をいう。以下同じ。）がその自由意思に基づき、有機農業及びそれ以外の農業における栽培管理等の事項について定めるものであり、その法的性格は私法上の契約と解されるが、効力補充要件としての市町村長（協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下同じ。）の認可により、一定の民事上の効果（いわゆる承継効（法第 35 条））が生ずることとなる点において、単なる私法上の契約とは異なっている。

2 協定の内容

協定を締結する場合には、法第 31 条第 3 項の規定により、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意により定めることとされている。このため、

協定を締結しようとする者は、別記の作成例を参考としつつ、次に掲げる事項に留意しながら、関係する農用地所有者等の話し合いに基づき、地域の実情に応じた事項を定めることが適切であると考えられる。

(1) 協定区域（法第 31 条第 2 項第 1 号）

① 協定区域の考え方

協定区域は、特定区域内にある相当規模の一団の農用地について定めること。「相当規模の一団の農用地」とは、基本方針第三の 3 に示すとおりであり、具体的には、自然的経済的社会的諸条件を考慮して地域の実情に照らして、協定の目的を達成するために必要と認められる規模であって、連坦して団地性を有する農用地のことをいうと解されること。

また、協定の対象は、営農の継続が可能な条件を現に備えている農用地又は今後営農のために整備することが見込まれる農用地についてのみ対象とすること。

なお、協定の有効期間において継続して有機農業以外の農業が行われることが見込まれる農用地のみでは、協定制度の趣旨に鑑み、協定区域として設定し得ないこと。

② 区域の明確性

協定区域は、地番、地図等によってその区域が明確になるよう定める必要があること。

(2) 有機農業とそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項（同項第 2 号）

① 栽培の管理に関する事項としては、協定区域内での有機農業の安定的な生産活動を確保し有機農業の取組拡大を図る観点から必要なものとして、例えば、雑草や病害虫の発生予防のための措置、化学農薬の飛散及び流入を防止するための措置等を地域の実情に応じて定めること。

② 協定は、農業者の自由意思に基づく私的な契約によるものであることから、その内容については、土地利用を不当に制限するものとならないよう留意するものとし、特に農用地の処分権のほか、次に掲げる事項は協定に含めるべきではないこと。

ア 品目や農法の転換の禁止

イ 農地法に基づく転用許可申請の禁止

ウ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく開発行為の許可申請の禁止

エ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可申請の禁止

- ③ 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない（法第 31 条第 4 項）が、この「法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画」は、農振法に基づき定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき定められた地域農業経営基盤強化促進計画、集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）に基づき作成された集落農業振興地域整備計画その他の協定区域における農業上の土地利用の在り方等を定めている市町村の計画が含まれること。また、法令に基づかない国又は地方公共団体の同種の計画についても法令に基づくものに準じて扱うことが適切であること。

（3）協定の有効期間（同項第 3 号）

① 有効期間

法第 31 条第 5 項の規定により、協定の有効期間は 5 年を超えてはならないこととされているが、協定の目的を十分に達成するため、最低でも 3 年程度とすることが望ましいこと。なお、一の協定区域について区域を区分して異なる有効期間の定めはしないこと。

② 自動更新

協定の内容として、自動更新の規定を定めておくことは差し支えないが、その結果 5 年を超えることとなる場合には、その時点で改めて市町村長が協定の認可をしない限り、認可の効力が失われると解されること。

③ 有効期間の定めのない協定

協定の有効期間の定めのない協定は、認可の対象とならないこと。

（4）協定に違反した場合の措置（同項第 4 号）

違反をした者に対して過度な私権の制約とならないような合理的な範囲で、例えば、次のような措置を定めること。

- ① 違反行為の差し止めに関すること。
- ② 原状の回復に関すること。
- ③ 違約金の支払いに関すること。

（5）その他必要な事項（同項第 5 号）

必要に応じて協定の変更及び廃止に係る手続並びに協定の運用方法を定めること。

3 協定の認可等

（1）協定の認可申請

協定の認可の申請に当たっては、次に掲げる事項に留意することが適切であると考えられる。

① 申請手続

協定の認可の申請手続は、協定を締結しようとする農用地所有者等の全員の連名又は代表者を選任している場合にあつてはその代表者名をもって、別記様式第 30 号（変更の認可の申請の場合にあつては、別記様式第 31 号）の申請書を市町村長に提出して行うこと。

申請書には、当該協定案の写しのほか、別記様式第 32 号や協定を締結しようとする農用地所有者等が当該協定に合意する意思を示したメールの写し等、適切な方法により、規則第 16 条に定める全員の合意があつたことを証する書面を添付すること。

② 隣接市町村との調整等

市町村長は、協定の認可の申請があつた場合、協定の内容が隣接市町村に対して影響を及ぼす等密接な関連がある市町村に対して連絡を行う等必要の調整を行うこと。

③ 利害関係人

法第 32 条第 1 項の「利害関係人」には、協定の内容に関係を有する事業者、住民のほか、国の行政機関の長、都道府県知事、関係市町村長も含まれると解されること。

（２）協定の認可審査

① 市町村長は、協定の認可の申請があつた場合は、その旨を公告・縦覧に供することとされており、別記様式第 33 号（変更の認可の申請があつた場合は、別記様式第 34 号）により、公報への掲載、市町村の事務所における掲示、インターネットによる公開等、適切な方法により公告することが望ましい。

② 市町村長は、協定の認可審査に当たっては、法第 33 条第 1 項に則して行うものとし、具体的には、次に掲げる事項を勘案して判断することが望ましい。

ア 協定に係る農用地所有者等の全員の合意が適正に得られたものであること。

イ 法、基本方針及び第 5 の 2 に照らして協定に必要な事項が適切に定められていること。

ウ 協定区域が、同意基本計画において定められた特定区域の区域内に所在

し、かつ当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に有機農業の促進に関する事項が位置付けられていること。

エ 協定の内容が特定区域における有機農業の生産団地の形成に資するものであると認められること。

③ 市町村長は、協定を認可した場合にあっては、別記様式第 35 号（変更の認可をした場合にあっては、別記様式第 36 号）によりその旨の公告を行うとともに、申請者に対して別記様式第 37 号（変更の認可をした場合にあっては、別記様式第 38 号）により通知するものとする。

④ 認可の公告のあった協定は、法第 35 条の規定により、その公告のあった後において当該協定区域内の農用地所有者等になった者に対しても効力を及ぼすこととなるため、周知措置を十分講ずるべきである。

このため、市町村長は、協定の認可をしたときは、法第 33 条第 2 項及び規則第 18 条の規定に基づき、当該協定の写しを市町村の事務所に備えて縦覧に供するとともに、当該協定区域内の見やすい場所に協定区域を明示した図面等を掲示することが望ましい。

（３）協定の変更

協定の変更の認可の手続は、（１）及び（２）を準用する。

また、協定の変更の認可における「全員の合意」とは、協定を締結した時点の農用地所有者等であって変更の認可を申請する時点においても引き続き協定に参加している者及び協定を締結した後の権利の異動により新たに協定区域内の農用地所有者等となった者並びに変更の認可を申請する時点における協定区域内の農用地に係る全ての農用地所有者等からなる全員の合意をいうと解される。

（４）協定の廃止

① 協定の廃止の認可の申請手続は、別記様式第 39 号の申請書を市町村長に提出して行うこと。申請書には、当該協定に係る農用地所有者等の過半数が協定の廃止に合意する旨を証する書面を添付すること。

② 市町村長は、協定の廃止の認可の申請があった場合、次に掲げる事項に留意して判断することが適切であると考えられる。

ア 協定の廃止は、法第 36 条第 1 項の規定により、協定に係る農用地所有者等の過半数の合意を要することとされているが、これは過半数の農用地所有者等がその存続を希望しない協定については、もはや当該協定を

存続せしめる基盤が失われることによるものであること。

イ 法第 36 条第 1 項の「過半数」とは、農用地所有者等の過半数であり、複数の農用地に同一の者が権利を有している場合は、1 人と算定するものと解されること。

③ 市町村長は、協定の廃止の認可をした場合にあっては、別記様式第 40 号により、公報その他適切な方法でその旨の公告を行うとともに、申請者に対して別記様式第 41 号により通知するものとする。

(5) 協定の認可の取消し

① 市町村長は、法第 37 条第 1 項の規定により協定の内容が法第 33 条第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、協定の認可を取り消すものとされているが、具体的には、例えば、次のような場合が該当すると考えられる。

ア 合意形成の瑕疵

農用地所有者等の全員の合意に瑕疵のあったことが認可後において明らかとなった場合

イ 実効性の喪失

災害等の事由により協定区域内の農用地の現況が協定の締結時と著しく異なったものとなったこと、同意基本計画の変更により協定区域の全部又はその相当部分が特定区域外となったこと、協定区域が「相当規模の一団の農用地」の要件を欠くに至ったこと等により、協定の実効性を確保できないと認められる場合

② 市町村長は、協定の認可を取り消した場合にあっては、法第 37 条第 2 項の規定に基づき、別記様式第 42 号により、その理由を明らかにした上で、協定に係る農用地所有者等に通知するものとする。また、別記様式第 43 号により、その旨を公告するとともに、協定区域である旨の掲示については、これを速やかに撤去する等の所要の措置を講ずることが望ましい。

なお、認可の取消しは、行政手続法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当することに留意するものとする。

4 農用地区域設定の特例

(1) 趣旨

協定区域内の農用地については、同意基本計画に即して特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業の生産団地を形成するため、協定の締結を通じて地権者の意向が明確化されるとともに、農用地としての効率的な利用の実現が図られることが期待される。このため、農業上の土地利用を更に明確にする

ために、農用地としての利用を公的に確保する農振法第8条第2項第1号の農用地区域に編入されることが適当であるとの判断がなされる場合も考えられる。

この場合、本法による農業上の土地利用の方向付けが、農用地所有者等の意向を踏まえて行われることに鑑み、農用地の所有者による農用地区域の設定の要請という特例を設けたものである。

(2) 農用地区域の定め方

農用地区域設定の要請に当たっては、次に掲げる事項に留意することが適切であると考えられる。

- ① 農用地区域の設定を要請できる区域は、協定区域内の一団の農用地であるが、具体的に、当該要請に係る農用地について農用地区域を設定すべきかどうかの判断は、従来から運用されている農用地区域設定に関する方針に基づいて行うものであることから、農振法第10条第3項及び第4項の規定により行うべきであること。

また、農用地区域においては農業上の用途区分を定めることとされているが、農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められるときは、特別の用途区分の指定をすることができることとされている。この場合、協定区域について、有機農業の促進を図ることを目的とした特別の用途区分の指定をすることも可能であるものと考えられる。

- ② 協定は、農業者の自由意思に基づいて締結されていることから、協定区域内の一団の農用地に係る農用地の所有者が農用地区域設定の要請を行うに当たっては、農用地区域設定の要請に関わらない協定区域に係る農用地の所有者も含めて協定参加者相互の意思疎通を図り、農用地区域設定の要請に係る協定の円滑な運営が行われるよう十分留意すること。

- ③ 協定区域内の農用地について農用地区域設定の要請が行われた場合には、農用地区域が設定された後も、特段の支障がなければ協定区域を変更する必要はなく、協定としての効力は継続すること。

- ④ 農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更については、農振法第8条第4項、第11条（第12項を除く。）、第13条に規定する手続により行われているのに対して、法第38条第1項の規定に基づく農用地区域設定の要請に係る農用地利用計画の変更については、同条第2項の規定により、上記手続のうち農振法第11条第3項から第11項までに規定する異議の申

出、審査の申立等が省略されることとなった。このため、市町村は、法第 38 条第 1 項に定める関係権利者の全員の同意が得られていることを書面で確認する等手続に慎重を期することが望ましいこと。

附 則（令和 4 年 9 月 15 日付け 4 環バ第 161 号）

この通知は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 13 日付け 4 環バ第 248 号）

この通知は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日付け 5 環バ第 124 号）

この通知は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日付け 5 環バ第 486 号）

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 環バ第 419 号）

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 1 日付け 7 環バ第 283 号）

- 1 この改正は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）から施行する。
- 2 この通知の施行日前に株式会社日本政策金融公庫が貸付けの決定を行ったものについては、なお従前の例による。

別記様式第 1 号（法第 16 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事
市町村長

基本計画の同意協議について

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について同意を得たいので協議します。

（備考）

- 1 基本計画を作成する都道府県知事及び全ての市町村長の氏名を記載すること。
いずれかの団体が代表して協議を行う場合は、当該団体の長の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第2号（法第16条第3項関係）

公 告

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第2項第3号の規定により、基本計画に特定区域を定めるため、同条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について都道府県に意見書を提出することができる。

年 月 日

都道府県
市町村

記

- 1 定めようとする特定区域の区域
- 2 当該特定区域において実施する事業活動の内容
- 3 縦覧期間・場所及び方法
- 4 意見書の提出方法・提出先

（備考）

「市町村」には、基本計画で定める特定区域をその区域に含む全ての市町村を記載すること。

別記様式第3号（法第17条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事
市町村長

同意基本計画の変更協議について

年 月 日付け第 号で同意を得た基本計画について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、下記の変更の同意を得たいので協議します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

（備考）

- 1 基本計画を作成する都道府県知事及び全ての市町村長の氏名を記載すること。
いずれかの団体が代表して協議を行う場合は、当該団体の長の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 変更後の基本計画を添付すること。

別記様式第4号（法第17条第3項関係）

公 告

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第17条第1項の規定により、基本計画の特定区域に関する事項を変更するため、同条第3項において準用する同法第16条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同法第16条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について都道府県に意見書を提出することができる。

年 月 日

都道府県
市町村

記

- 1 変更後の基本計画における特定区域の区域
- 2 当該特定区域において実施する事業活動の変更後の内容
- 3 縦覧期間・場所及び方法
- 4 意見書の提出方法・提出先

（備考）

「市町村」には、基本計画で定める特定区域をその区域に含む全ての市町村を記載すること。

別記様式第5号（法第17条第2項関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事
市町村長

同意基本計画の軽微な変更の届出書

年 月 日付け第 号で同意を得た基本計画の変更について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第17条第2項の規定により届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

（備考）

- 1 基本計画を作成する都道府県知事及び全ての市町村長の氏名を記載すること。
いずれかの団体が代表して協議を行う場合は、当該団体の長の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（法第18条関係）

番 年 月 日
号

地方農政局長等 殿

都道府県知事
市町村長

年度における基本計画の実施状況の報告

年度における環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項の同意を得た基本計画の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 年度中に生じた動向について

(1) 年度における計画認定者数及び失効の数

計画認定者数	認定の失効数
人	人（人） ※（）内は取消しの内数

(2) 業種ごとの計画認定者数及び失効の数

業種	認定数	失効数
耕種農業	人	件
畜産業	人	件
林業	人	件
漁業	人	件

(3) 事業活動の類型ごとの計画認定件数及び失効の件数

※目標面積は概算でヘクタール単位で記載すること。

①耕種農家

事業活動の類型	認定数	現状値 (計画策定時)	目標面積 (計画策定時)	認定の失効数 ※（）内は取消しの数
環境負荷低減事業活動実施計画				
a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の	件	ha	ha	件（件）

使用減少				
上記のうち有機農業	件	ha	ha	
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件	ha	ha	件 (件)
c～h の合計	件	ha	ha	件 (件)
c. 土壌を使用しない栽培技術による化学肥料・化学農薬の使用減少	件			
d. 家畜のふん尿に含まれる窒素・りん等の流出抑制の取組	件			
e. 餌料の投与等により流出する窒素・りん等の流出抑制の取組	件			
f. バイオ炭等の農地施用	件			
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件			
h. 化学肥料・化学農薬の減少の取組と組み合わせた生物多様性の保全	件			
特定環境負荷低減事業活動				
A. 有機農業	件	ha	ha	件 (件)
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件	ha	ha	件 (件)
C. 先端的な技術の活用	件	ha	ha	件 (件)

② 畜産農家

事業活動の類型	認定数	現状値 (計画策定時)	目標面積 (計画策定時)	認定の失効数 ※()内は取消しの数
環境負荷低減事業活動実施計画				
a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少	件	ha	ha	件 (件)
上記のうち有機農業	件	ha	ha	
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件			件 (件)
c～h の合計	件			件 (件)
c. 土壌を使用しない栽培技術による化学肥料・化学農薬の使用減少	件			
d. 家畜のふん尿に含まれる窒素・りん等の流出抑制の取組	件			
e. 餌料の投与等により流出する窒	件			

素・りん等の流出抑制の取組				
f. バイオ炭等の農地施用	件			
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件			
h. 化学肥料・化学農薬の減少の取組と組み合わせた生物多様性の保全	件			
特定環境負荷低減事業活動				
A. 有機農業	件	ha	ha	件 (件)
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件			件 (件)
C. 先端的な技術の活用	件			件 (件)

③ 林業者

事業活動の類型	認定数	認定の失効数 ※()内は取消しの数
環境負荷低減事業活動実施計画		
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件	件 (件)
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件	件 (件)
特定環境負荷低減事業活動		
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件	件 (件)
C. 先端的な技術の活用	件	件 (件)

④ 漁業者

事業活動の類型	認定数	認定の失効数 ※()内は取消しの数
環境負荷低減事業活動実施計画		
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件	件 (件)
e. 餌料の投与等により流出する窒素・りん等の流出抑制の取組	件	件 (件)
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件	件 (件)
特定環境負荷低減事業活動		
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件	件 (件)
C. 先端的な技術の活用	件	件 (件)

(4) 年度における実施計画の認定に係る特例の活用件数

「許可等」の欄に掲げる各種手続に係る特例が記載された実施計画の認定数を記載すること。なお、一の実施計画において複数の許可等が記載されている場合には、それぞれ計上すること。

許可等	活用件数
農地法第4条第1項の許可	件
農地法第5条第1項の許可	件
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の届出	件
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認	件

(5) 年度における税制特例の活用予定件数

別表のとおり。

(6) 年度における金融に係る特例の活用件数

資金の種類	活用件数・融資額 ※ () 内は関連措置実施者による 活用件数・融資額
農業改良資金	件 円
林業・木材産業改善資金	件 (件) 円 (円)
沿岸漁業改善資金	件 (件) 円 (円)
畜産経営環境調和推進資金	件 (件) 円 (円)
食品等持続的供給促進資金	(件) (円)

(7) 年度における有機農業栽培管理協定の認可及び失効の数

認可数 ※ () 内は関係する 農用地所有者等の人数	認可された協定に 係る面積 (ha)	認可の失効数 ※ () 内はそのうち 取消しの数	失効した協定に係 る面積 (ha) ※ () 内はそのうち 取消しの数
()		()	()

※面積は概算でヘクタール単位で記載すること。

2 年度末現在の状況について

(1) 計画認定者数 () 人)

(2) 業種ごとの有効な計画認定者数

業種	認定数
耕種農業	人
畜産業	人
林業	人
漁業	人

(3) 事業活動の類型ごとの有効な計画認定件数

※面積は概算でヘクタール単位で記載すること。

① 耕種農家

事業活動の類型	認定数	現状値 (計画策定時)	目標面積 (計画策定時)
環境負荷低減事業活動計画			
a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少	件	ha	ha
上記のうち有機農業	件	ha	ha
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件	ha	ha
c～h の合計	件	ha	ha
c. 土壌を使用しない栽培技術による化学肥料・化学農薬の使用減少	件		
d. 家畜のふん尿に含まれる窒素・りん等の流出抑制の取組	件		
e. 餌料の投与等により流出する窒素・りん等の流出抑制の取組	件		
f. バイオ炭等の農地施用	件		
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件		
h. 化学肥料・化学農薬の減少の取組と組み合わせた生物多様性の保全	件		
特定環境負荷低減事業活動			
A. 有機農業	件	ha	ha
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件	ha	ha
C. 先端的な技術の活用	件	ha	ha

② 畜産農家

事業活動の類型	認定数	現状値 (計画策定時)	目標面積 (計画策定時)
環境負荷低減事業活動計画			
a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少	件	ha	ha
上記のうち有機農業	件	ha	ha
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件		
c～h の合計	件		
c. 土壌を使用しない栽培技術による化学肥料・化学農薬の使用減少	件		
d. 家畜のふん尿に含まれる窒素・りん等の流出抑制の取組	件		
e. 餌料の投与等により流出する窒素・りん等の流出抑制の取組	件		
f. バイオ炭等の農地施用	件		
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件		
h. 化学肥料・化学農薬の減少の取組と組み合わせた生物多様性の保全	件		
特定環境負荷低減事業活動			
A. 有機農業	件	ha	ha
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件		
C. 先端的な技術の活用	件		

③ 林業者

事業活動の類型	認定数
環境負荷低減事業活動	
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件
特定環境負荷低減事業活動	
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件
C. 先端的な技術の活用	件

④ 漁業者

事業活動の類型	認定数
環境負荷低減事業活動	
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件
e. 餌料の投与等により流出する窒素・りん等の流出抑制の取組	件
g. プラスチックの排出若しくは流出の抑制	件
特定環境負荷低減事業活動	
B. 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減	件
C. 先端的な技術の活用	件

(4) 有効な有機農業栽培管理協定の数及び面積

認可数	認可された協定に係る面積
※ () 内は関係する農用地所有者等の人数	
()	ha

※面積は概算でヘクタール単位で記載すること。

(備考)

- 1 同意基本計画ごとに作成すること。
- 2 翌年度の7月31日までに地方農政局長等に提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別表)

年度における税制特例の活用予定件数

機械等の名称・型式	機械等	一体的に整備 する建物等
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円
	件	件
	円	円

※必要に応じて行を追加すること。

※一つの実施計画において複数の機械等を導入する場合には、導入する機械等ごとに計上すること。

※報告徴収に係る年度に認定した実施計画について、実施計画上の機械等を導入する年度に関わらず、税制を活用し導入する予定の機械等について記載すること。

※金額は実施計画に記載されている金額（総額）を計上すること。

※複数の機械等と一体として導入する建物等がある場合には、当該建物等の額は重複して計上せず、もっとも額の大きい機械等と一体として計上すること。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

--

注 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
④業種：	☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
申請者	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
④業種：	☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
④業種：	☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

--

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少 ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減 ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少 ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少 ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少 ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用 ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減 ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	（目標年度）
-------	---	---	---	---	---	--------

注 5年間を目途に定めること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N比等）を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（t/10a等）、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a又はkg/10a等）を記入すること。

5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式） (内容)	資材の使用量等 (現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。

3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

（6）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。

2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。

3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。

4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

（7）環境負荷低減事業活動の実施体制

--

注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

注1 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要な設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。

2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☐ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☐ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☐ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の

早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

- ☐ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。
- ☐ 生産情報の記録及び保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- ☐ 生物多様性への悪影響の防止
農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

(添付書類)

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- ☐ 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

※個人情報の取扱いに同意する場合

- ☐ 別記様式第 29 号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
	林業・木材産業改善資金	☐	別表 2、都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	☐	別表 2、都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－2
	食品等持続的供給促進資金	☐	別表 2、別表 6
みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2

注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

3 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、それぞれ各都道府県が定める貸付資格認定申請書（融資期間から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。

4 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

5 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

(別表 2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

6 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

7 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

(別表 3)

環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類 ・用途等	新設等 の別	建築 面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	
☐ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日（法人の場合は法人の設立年月日）

(3) 現在の経営の概要

経営類型		1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()		
経営規模	区 分		現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()		
②の合計		
③堆肥製造量		
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量		
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

【講ずる措置の類型】

- ☐ 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
☐ 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
☐ その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（ 年～ 年）	支払 年度	別表 2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

(別表 5 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：
代表者の氏名：

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算 牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に係る堆肥製造量	t / 年	t / 年
③堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に係る堆肥販売量	t / 年	t / 年

注 1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に係る堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に係る量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別 表 2 に記載	別 表 2 に記載	
合計						

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 6)

流通合理化事業活動に関する事項
(法第 27 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 流通合理化事業活動の目標

目標 ※ 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該流通合理化事業活動の目標を定性的に記載。 ※ 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。				
目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率 (%) ((②-①)/①×100)

注 1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。

2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、一つ以上の目標値を設定すること。

例) 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等

3 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (3) に記載すること。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。

実施時期： 年度 ～ 年度 (目標年度)

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 流通合理化事業活動を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

① 事業所又は卸売市場の名称：

② 所在地：

③ 事業開始 (開設) 年月日：

④ 事業内容：

4 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

5 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

- 注 1 当該流通合理化事業活動が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。
- 2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品産業・農林漁業連携型事業		別表 6－1
食品産業生産性向上型事業		別表 6－2
卸売市場機能高度化型施設		別表 6－3

(別表 6－1)

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者	
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 1 環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後 1 年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

(別表 6－2)

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標及び生産性向上に関する目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年後)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年後)	伸び率	
計							

注 環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後 1 年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

(別表 6－3)

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等（㎡、台等）	事業費 （千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等（㎡、台等）	事業費 （千円）	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(㎡等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(㎡等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

別記様式第8号 (法第21条関係)

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称及び特定区域

--

注 特定環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
① 氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
② 住所又は主たる事務所の所在地：	
③ 連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種：	☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
申請者	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種：	☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
関連措置実施者（法第21条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ）	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・ 電話番号：	
・ E-mailアドレス：	
・ 担当者名：	
④業種：	☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」は、該当するものにチェック（レ）を付けること。なお、「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に簡潔に記入すること。

3 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

--

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、特定環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 特定環境負荷低減事業活動の類型

☐	A. 有機農業の生産活動
☐	B. 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
☐	C. 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
↳ ☐	a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
☐	b. 温室効果ガスの排出の量の削減
☐	c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
☐	d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
☐	e. 餌料等の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
☐	f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
☐	g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
☐	h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

- 注1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。
- 2 C. の場合、当該取組が a. ～h. のうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

(3) 特定環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 ①生産又は流通・販売の方式の共通化、②地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う特定環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	(目標年度)
-------	---	---	---	---	---	--------

注 5年間を目途に定めること。

(5) 特定環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
	特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA 等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N 比等）を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（t/10a 等）、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a 又は kg/10a 等）を記入すること。

5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式） (内容)	資材の使用量等 (現状)
			(目標)
		特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。
- 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
- 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注1 特定環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
- 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
- 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
- 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
- 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(7) 特定環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
- 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。
- 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

- 注1 「使途・用途」については、特定環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。
- 2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
- 3 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☐ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☐ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☐ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組

を励行する。

- ☐ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。
- ☐ 生産情報の記録及び保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- ☐ 生物多様性への悪影響の防止
農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

(添付書類)

申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- ☐ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- ☐ 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
- ☐ 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ☐ 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

※個人情報の取扱いに同意する場合

- ☐ 別記様式第 29 号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
	林業・木材産業改善資金	☐	別表 2、都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	☐	別表 2、都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－2
	食品等持続的供給促進資金	☐	別表 2、別表 6
農地を農地以外のものにする場合		☐	別表 3、別表 7－1
農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合		☐	別表 3、別表 7－2
集約酪農地域の区域内で施設を整備する場合		☐	別表 3
補助金等交付財産の目的外使用をする場合		☐	別表 8
みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2

注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

3 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、それぞれ各都道府県が定める貸付資格認定申請書（融資期間から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。

4 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

5 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

(別表 2)

特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

6 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

7 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

(別表 3)

特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地					農地法の特例
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積	
						登記簿	現況		

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
5 農地法の特例措置を必要とする場合には、「農地法の特例」欄に○印を記載するとともに、別表 7 に必要事項を記載の上、これを添付すること。
6 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 9 条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、「施設の用に供する土地」の「所在」に、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

2 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	
☐ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

2 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
① 設備投資額					
② 運転資金額					
③ 資金調達額合計 (① + ②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 申請者が法人その他の団体の場合は、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日（法人の場合は法人の設立年月日）

(3) 現在の経営の概要

経営類型		1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()		
経営規模	区分		現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 () ②の合計		
④ 堆肥製造量		
うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量		
⑤ 堆肥販売量		
うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設の整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

【講ずる措置の類型】

- ☐ 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
- ☐ 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
- ☐ その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設名	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料 (千円) 利用期間 (年～ 年)	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名 (現物出資の場合のみ)	出資額又は現物取得に 必要な事業費 (千円)
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5－2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：
代表者の氏名：

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の種類・頭羽数	家畜排せつ物の管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち特定環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち特定環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算 牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち特定環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量	t / 年	t / 年
④ 堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち特定環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量	t / 年	t / 年

注 1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 6)

流通合理化事業活動に関する事項
(法第 27 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 流通合理化事業活動の目標

目標

※ 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該流通合理化事業活動の目標を定性的に記載。

※ 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。

目標値	単位	①現状	②計画終了時の 目標	③変化率 (%) ((②-①)/①×100)

注 1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。

2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、一つ以上の目標値を設定すること。

例) 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等

3 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (3) に記載すること。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。

実施時期： 年度 ～ 年度（目標年度）

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 流通合理化事業活動を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始（開設）年月日：
- ④ 事業内容：

4 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

5 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

- 注 1 当該流通合理化事業活動が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。
- 2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品産業・農林漁業連携型事業		別表 6－1
食品産業生産性向上型事業		別表 6－2
卸売市場機能高度化型施設		別表 6－3

(別表 6－1)

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者	
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 1 特定環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後 1 年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

(別表 6－2)

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標及び生産性向上に関する目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 特定環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後 1 年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

(別表 6－3)

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載する

(別表 7 - 1)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請（法第 28 条第 1 項関係）

注 1 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名	住 所			
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

注 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 と整合性を図ること。）

(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面

(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(7) その他参考となるべき書類

(別表 7 - 2)

(別表 3) の施設の番号：

農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請（法第 28 条第 2 項関係）

注 1 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表 3 に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 及び住所	当事者の別	氏 名	住 所		職 業
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又 は移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・ 移転の別	権利の設定 ・ 移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	
	計	筆	m ² （田	m ² 、畑	m ² ）
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
7 転用することによ って生ずる付近の 農地又は採草放牧 地、作物等の被害 の防除施設の概要					
8 その他参考とな るべき事項					

- 注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
- 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
- 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
- 6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別表7-2の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)

注 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表 8)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（法第 30 条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称
①			
②			
③			

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者及び関連措置実施者の氏名を記載すること。

別記様式第9号（法第19条及び法第21条関係）

特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称及び特定区域

注 (特定) 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
④業種：	☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
申請者	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
④業種：	☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
関連措置実施者（法第19条第3項又は法21条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
④業種：	☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なる場合には、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

3 （特定）環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

（１）農林漁業経営の概況

--

- 注 1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあつては、（特定）環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

（２－１）特定環境負荷低減事業活動の類型

☐	A. 有機農業の生産活動
☐	B. 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
☐	C. 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
└	☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
	☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	☐ e. 餌料等の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
	☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
☐	h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

2 C. の場合、当該取組が a. ～h. のうちのどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

（２－２）環境負荷低減事業活動の類型

☐	a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
☐	b. 温室効果ガスの排出の量の削減
☐	c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
☐	d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物

質の量の減少

- ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) (特定) 環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注1 (特定) 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 特定環境負荷低減事業活動については、①生産又は流通・販売の方式の共通化、②地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う(特定)環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) (特定) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	(目標年度)
-------	---	---	---	---	---	--------

注 5年間を目途に定めること。

(5) (特定) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)

		(化学農薬の使用減少)	(現状)
			(目標)
		(特定) 環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容 (導入する生産方式)	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		(特定) 環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「類型」には 3 (2) で選択した類型のアルファベットを記載すること。
 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1 作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費 (生産コスト)		
エ：所得 (イーウ)		

- 注 1 (特定) 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得 (法人その他の団体にあつては営業利益) の現状値及び目標値について記載すること。
 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(7) (特定) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
- 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。
- 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

4 (特定) 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

- 注1 「使途・用途」については、特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動に必要な設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。
- 2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
- 3 特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別記様式第7号又は同第8号に準ずる書類に記載し、添付すること。

6 特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☐ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☐ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☐ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☐ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☐ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☐ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

(添付書類)

申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- ☐ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- ☐ 関連措置実施者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面
- ☐ 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ☐ 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

※個人情報の取扱いに同意する場合

- ☐ 別記様式第 29 号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

別記様式第 10 号（法第 19 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別紙）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別表 1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表 2）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表 3）環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 4）農業改良措置に関する内容
- ☐ （別表 5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 6）流通合理化事業活動に関する事項
- ☐ （別表 6－1）食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- ☐ （別表 6－2）食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- ☐ （別表 6－3）食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- ☐ （別添）各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- ☐ （別添）各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式第 11 号（法第 21 条第 1 項関係）

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別紙）特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別表 1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表 2）特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表 3）特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 4）農業改良措置に関する事項
- ☐ （別表 5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 6）流通合理化事業活動に関する事項
- ☐ （別表 6－1）食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- ☐ （別表 6－2）食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- ☐ （別表 6－3）食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- ☐ （別表 7－1）農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請
- ☐ （別表 7－2）農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請
- ☐ （別表 8）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請
- ☐ （別添）各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- ☐ （別添）各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式 12 号（法第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 4 別紙については、別記様式 7 号、8 号を活用すること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別紙）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別紙）特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☐ （別表 1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表 2）環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表 3）環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 4）農業改良措置に関する事項
- ☐ （別表 5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 6）流通合理化事業活動に関する事項
- ☐ （別表 6－1）食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- ☐ （別表 6－2）食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- ☐ （別表 6－3）食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- ☐ （別表 7－1）農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請
- ☐ （別表 7－2）農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請
- ☐ （別表 8）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請
- ☐ （別添）各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- ☐ （別添）各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式第 13 号（法第 21 条第 17 項関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る意見の聴取について

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 17 項の規定に基づき、貴殿の意見を求めます。回答については、年 月 日までにお願いします。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 「市町村長」には、特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施区域を含む関係市町村長の氏名を記載すること。
- 2 別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第 14 号（法第 21 条第 17 項関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する意見の聴取について（回答）

年 月 日付け第 号で意見の求めがあった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、下記のとおり回答します。

記

意見の内容

（備考）

特定環境負荷低減事業活動実施計画について意見がある場合には、その内容を記載すること。（認定が適当と認める場合には、その旨を記載すること。）

別記様式第 15 号（法第 19 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、認定をします。

別記様式第 16 号（法第 21 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 21 条第 6 項の規定に基づき農林水産大臣、〇〇市町村長の同意を得た上で、同条第 1 項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 1 号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、法第 28 条第 1 項の規定により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※ 1）

記

1 農地を転用する者の住所等

氏名	住所

2 土地の所在等

土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現 況		

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 1 号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、法第 28 条第 2 項の規定により、農地法第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※ 2）

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲 受 人		
譲 渡 人		

2 土地の所在等

土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備 考
		登記簿	現 況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 2 号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、法第 30 条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。（※ 3）

記

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

(備考)

- 1 下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、法第 21 条第 6 項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。
- 2 ※1 二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※2 波線部分は、同法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 3 ※3 破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認を受けなければならない場合に記載する。
- 4 記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。

別記様式第 17 号（法第 21 条第 18 項関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

年 月 日付け第 号で意見を聴取したこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 18 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、認定通知書の写しを添付する。

別記様式第 18 号（法第 21 条第 19 項関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

貴殿から 年 月 日付け第 号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 19 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

- 1 別添として、認定通知書の写しを添付する。
- 2 法第 21 条第 6 項第 1 号に掲げる事項が記載された計画において、流通合理化事業活動が複数の地方農政局等の管轄区域で行われる場合、又は当該流通合理化事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合の協議先は、上記にかかわらず農林水産大臣とすることができる。

別記様式第 19 号（法第 19 条第 1 項、法第 21 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 20 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 21 号）を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 21 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	(特定) 環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
		(目標)	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第 22 号（法第 20 条第 2 項、法第 22 条第 2 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 23 号（法第 20 条第 3 項、法第 22 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により認定した（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。

別記様式第 24 号（法第 46 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(実績)	
		(目標)	
	(特定) 環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(実績)	
		(目標)	

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた
C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第 25 号（法第 19 条第 6 項、法第 21 条第 6 項第 1 号関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 2 条第 5 項に規定する流通合理化事業活動の措置が含まれているため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項第○号の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に記載された全ての申請者を記載すること。
- 2 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画に関する協議の場合には「第 19 条第 6 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画に関する協議の場合には「第 21 条第 6 項第 1 号」と記載するものとする。
- 3 別添として申請に係る（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。
- 4 流通合理化事業活動が複数の地方農政局等の管轄区域で行われる場合、又は当該流通合理化事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合の協議先は、上記にかかわらず農林水産大臣とすることができる。

別記様式第 26 号（法第 21 条第 12 項、第 16 項関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があつた特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 4 項第 1 号に規定する事項（4 ha を超える農地を含む土地に係るものに限る。）が含まれているため、同条第 12 項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 下線について、農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村内の農地に係る協議については、当該市町村長を記載する。
- 2 別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

(別紙)

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
第 21 条第 12 項の規定による協議に係る事案の概要書

申請者の住所等		譲受人	住所		都道府県名					
		譲渡人	住所		氏名		外 名			
申請に係る土地		所在地番	市町 郡 村 外 筆							
		地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
		10 a 当たり 平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の 平 均	Kg
権利を設定し、又は 移転しようとする契約 の内容		権利の種類	権利の設定・移転の別 設 定 ・ 移 転		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
農 地 の 区 分										
許可基準に定める農地の区分 の該当事項										
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の状況を 記載すること)										
転用候補地内 の農地の区分 別面積及びそ の割合	区分	農用地区域内農地	甲種農地	第 1 種農地	第 2 種農地	第 3 種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積		
	発電設 備	面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		割合		%	%	%	%	100%		
	農林漁 業関連 施設	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		割合	%	%	%	%	%	100%		
合計	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%	%	100%		
特定土地改良 事業等関係	事 業 の 種 類	事 業 施 行 者		施 行 面 積	申請地に関係 する面積	施 行 時 期	申請地に関係する 土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画 との関係		都市計画区域決定の有無		計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)				
		都市計画法第 8 条の地域地区 の決定		地域地区の種類						
				決定なし						
申請に係る土地と農業振興 地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)				
		農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)				
転用目的										
転用目的に係る事業又 は施設の概要		名称	設備等の数		建設面積		所要面積			
		土地造成					m ²			
		建 築 物			m ²		m ²			
		工 作 物			m ²		m ²			
		合 計			m ²		m ²			
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を 防除するための措置等の妥当性の概要										
農業上の土地利用との調整を了している場合等にお いては、その概要										
農地法第 4 条第 2 項又は第 5 条第 2 項の規定により 許可できない場合に該当しないことの説明										
付すべき条件										
協議に際して特記すべき事項										

(備考)

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 のイの(ア)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 のオの(ア)の a の(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

別記様式第 27 号（法第 21 条第 6 項第 2 号関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、同実施計画に記載された事項に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 6 項第 2 号に掲げる事項が含まれているため、同項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第 28 号（法第 21 条第 6 項第 3 号関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画に認定に関し、同実施計画に記載された事項に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 6 項第 3 号に掲げる事項が含まれているため、同項の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第 29 号

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

〇〇都道府県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、〇〇都道府県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認	
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。	
氏名（名称・代表者）	年 月 日

別記（協定書記載例）

〇年〇月〇日認可	〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇（名前）
----------	--------------------

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定書
（〇〇〇〇協定）

（目的）

第1条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、〇〇基本計画（〇〇県（都道府）〇月〇日策定）において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地について、有機農業を促進するための栽培管理に関する事項を協定することにより、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業の生産団地を形成することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、〇〇〇〇協定と称する。

（協定の対象となる農用地の区域）

第3条 この協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。）は、別紙図面（別表）に定めるとおりとする。

（協定の締結）

第4条 この協定は、協定区域について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「協定参加者」という。）の全員の合意によって締結する。

（有機農業及びそれ以外の農業における栽培管理に関する事項）

第5条 協定参加者は、協定区域における有機農業及びそれ以外の農業における栽培管理について次項から第4項までのとおり確認する。

- 2 協定参加者のうち有機農業を行う者は、自らが行う有機農産物の生産について適切な肥培管理に努め、病虫害の発生及び周辺へのまん延により地域の農作物被害が発生しないように配慮する。
- 3 協定参加者のうち有機農業以外の農業を行う者は、病虫害や雑草の防除、等のために化学農薬等（有機JASにおける使用禁止資材を含む。）を散布する場合、適切な飛散防止措置の実施に努め、有機農業を行うほ場等に飛散しないように配慮する。
- 4 協定参加者は、自身のは場において農業生産に重要な影響を及ぼす病虫害の発生を確認し、周辺へのまん延のおそれがあると認める場合は、速やかに第8条第1項に規定する協定の代表者（又は協定参加者のうち農業を行う者全員）に連絡するとともに、被害を最小限に食い止めるための所要の措置を講ずるよう努める。

【必要に応じて記載】

- 5 有機農業を行うほ場及び有機農業以外の農業を行うほ場が隣接している場合は、生産ほ場の地理的条件や生産品目、作業効率を考慮した上で、一定（又は〇メートル以上）の緩衝地帯を設けることとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、〇〇市（町村）長の認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、協定の認可の公告のあった後において協定区域内の農用地に係る協定参加者になった者に対しても、その効力があるものとする。

（協定の代表者）

第8条 協定に係る事務の実施のため、協定参加者の過半数の合意により、代表者を選任するものとする。

- 2 次条及び第10条の場合において、代表者が第5条の規定に違反した場合には、協定の参加者の過半数の合意により、代表者に代わってその事務を行う者を選任することができるものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 第5条の規定に違反した協定参加者に対しては、代表者は、協定参加者と協議の上、規定に違反した当該協定参加者に対し、違反行為の是正のために必要な措置をとることを求めることができる。

（訴え）

第10条 第5条の規定に違反した協定参加者が前条の措置を講じない場合には、代表者は、措置の実施又は金銭による解決を求め、訴えを提起することができる。

（協定の変更）

第11条 協定において定めた事項を変更しようとする場合には、協定参加者の全員の合意をもってその旨を定め、〇〇市（町村）長の認可を受けるものとする。

（協定の廃止）

第12条 協定を廃止しようとする場合には、協定参加者の過半数の合意をもってその旨を定め、〇〇市（町村）長の認可を受けるものとする。

（その他必要な事項）

第13条 この協定書に定めのない事項については、協定参加者の協議のうえ決定するものとする。

別記様式第 30 号（法第 31 条第 1 項関係）

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定認可申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者 住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による協定の認可を受けたいので、申請します。

記

1. 協定の名称
2. 対象とする区域
別紙のとおり
3. 協定区域の面積
4. 有効期間
5. 特記事項

（備考）

- 1 下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 3 申請者欄は、協定の参加者全員の連名又は代表者を選任している場合はその代表者名を記載すること。

別記様式第 31 号（法第 34 条第 1 項関係）

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定変更認可申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者 住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 34 条第 1 項の規定による協定の変更の認可を受けたいので、申請します。

記

1. 認可年月日及び認可番号
2. 協定の名称
3. 変更の内容
4. 変更の理由
5. 特記事項

（備考）

- 1 下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 3 申請者欄は、協定の参加者全員の連名又は代表者を選任している場合はその代表者名を記載すること。

別記様式第 32 号 (①代表者を除く協定の参加者等)

合 意 書

私は、「協定」に合意するとともに、同協定の代表者を「 」とすることに合意します。

年 月 日

住所

氏 名

別記様式第 32 号 (②協定の代表者)

合 意 書

私は、「協定」に合意するとともに、同協定の代表者となることに合意します。

年 月 日

住所

氏 名

別記様式第 33 号（法第 32 条第 1 項関係）

公 告

下記協定について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により認可の申請があったため、同法第 32 条第 1 項の規定により公告し、利害関係人の縦覧に供する。

なお、同条第 2 項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該協定について、〇〇市町村長に意見書を提出することができる。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1. 協定の概要

協定の名称：

対象となる農用地の所在・地番：

有効期間：

2. 縦覧期間・場所及び方法

年 月 日から 年 月 日まで

3. 意見書の提出方法・提出先

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 34 号（法第 34 条第 2 項関係）

公 告

下記協定について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 34 条第 1 項の規定により変更の申請があったため、同条第 2 項において準用する同法第 32 条第 1 項の規定により公告し、利害関係人の縦覧に供する。

なお、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該協定について、〇〇市町村長に意見書を提出することができる。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1. 協定の概要

協定の名称：

対象となる農用地の所在・地番：

有効期間：

2. 変更の内容

3. 縦覧期間・場所及び方法

年 月 日から 年 月 日まで

4. 意見書の提出方法・提出先

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 35 号（法第 33 条第 2 項関係）

公 告

下記協定について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可したため、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該協定については、下記場所において縦覧に供する。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1. 協定の概要

協定の名称：

対象となる農用地の所在・地番：

有効期間：

2. 縦覧場所

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 36 号（法第 34 条第 2 項関係）

公 告

下記協定について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 34 条第 2 項において準用する同法第 33 条第 1 項の規定により、協定の変更を認可したため、同法第 33 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該協定については、下記場所において縦覧に供する。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1. 協定の概要

協定の名称：

対象とする農用地の所在・地番：

有効期間：

2. 変更の内容

3. 縦覧場所

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 37 号（法第 33 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

市町村長

有機農業の促進のための栽培管理に関する協定認可通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 33 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった有機農業の促進のための栽培管理に関する協定を認可したので通知します。

認可番号：

認可年月日：

記

1. 協定の名称

2. 対象とする区域

3. 有効期間

4. 特記事項

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 38 号（法第 34 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

市町村長

有機農業の促進のための栽培管理に関する協定変更認可通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 34 条第 2 項において準用する同法第 33 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった有機農業の促進のための栽培管理に関する協定の変更を認可したので通知します。

認可番号：

認可年月日：

記

1. 認可年月日及び認可番号
2. 協定の名称
3. 変更の内容
4. 特記事項

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 39 号（法第 36 条第 1 項関係）

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定廃止認可申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 36 条第 1 項の規定による協定の廃止の認可を受けたいので、申請します。

記

1. 認可年月日及び認可番号
2. 協定の名称
3. 廃止の理由
4. 特記事項

（備考）

- 1 下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 3 申請者欄は、協定の参加者全員の連名又は代表者を選任している場合はその代表者名を記載すること。

別記様式第 40 号（法第 36 条第 2 項関係）

公 告

下記協定について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 36 条第 1 項の規定により協定の廃止を認可したため、同条第 2 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1. 廃止する協定の概要

協定の名称：

対象とする農用地の所在・地番：

（備考）

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 41 号（法第 36 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

市町村長

有機農業の促進のための栽培管理に関する協定廃止認可通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 36 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった有機農業の促進のための栽培管理に関する協定の廃止を認可したので通知します。

認可番号：

認可年月日：

記

1. 協定の名称

2. 対象とする区域の地名及び地番

3. 特記事項

(備考)

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 42 号（法第 37 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

市町村長

有機農業の促進のための栽培管理に関する協定の認可の取消しに関する通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 37 条第 1 項の規定により、下記協定の認可を取り消したため通知します。

記

1. 認可を取り消すこととした協定の名称、認可年月日及び認可番号
2. 認可を取り消すこととした理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、市町村長に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、市町村を被告として（市町村長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(備考)

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。

別記様式第 43 号（法第 37 条第 2 項関係）

公 告

下記協定について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 37 条第 1 項の規定により協定の認可を取り消すこととしたため、同条第 2 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1. 認可を取り消すこととした協定の概要

協定の名称：

対象となる農用地の所在・地番：

2. 認可を取り消すこととした理由

(備考)

下線について、協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合は、都道府県知事の名前を記載する。